

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」 第11回会合

## 参考資料

(制度の検討関係)

---

# 諸外国におけるマルチメディア放送の「参入規律」

- EU加盟国は、電子通信指令(EU指令)に基づき、マルチメディア放送について、ハードソフト分離の制度を採用。
- 韓国は、「テレビジョン放送」と同様、基本的にはハードソフト一致の制度を採用しているが、チャンネルリースを可能としている。

		米国 (参考としてVerizon Wirelessのサービスを記載)	イギリス(注) (参考としてVirgin Mobileのサービスを記載)	フランス(注)	ドイツ(注)	イタリア(注)	韓国
ハード・ソフトの扱い (一致か分離か)		一致	分離	分離	分離	分離	一致 ※chリース義務あり。
ハード		無線局免許 (Qualcom)	一般認可 (Arqiva(ハード大手))	届出 (ハード大手が想定)	届出	届出	無線局免許 (放送委の推薦、 通信部の免許)
マルチプレックス (MPX)		なし	免許 (Digital One(民放各社 出資のDABのMPX)) ※ 周波数の利用権	免許 (M7(ソフト会社16社+ 携帯会社の出資会社))	— 免許 (MFD)	届出 ※TVネットワークオペレー タ免許を取得していること が条件。	—
ソフト		なし	免許 (BBC、ITV、E4等)	免許 (入札中(全16社)) ※ 周波数の利用権	—	免許 ※地上波、CATV、衛星放 送の番組供給事業者であ ることが必要。	放送委の許可 (リース事業者)
その他		Verizon Wirelessが販売	Virgin Mobileが販売	—	—	—	—
参考		—	※ 簡易画像サービス はBT Movioが介在。	—	—	—	—
外資規制		一般の無線局と同様 の外資規制。	なし(大臣の介入可能)	あり	あり(テレメディア法第3 条原産国原則を適用)	あり	あり
マス排		なし	なし(個別考慮可能)	あり (テレビより緩和)	あり(テレメディア法第 16条第26条を適用)	あり	あり
(参考) 「テレビジ ョン放送」の 参入規律	ハードソフト	一致	分離	分離	分離	分離	一致
	手続	無線局免許	ハード)一般認可 ソフト)免許	ハード)届出 ソフト)免許	ハード)届出 ソフト)免許	ハード)免許、届出 ソフト)免許	無線局免許
	外資	あり	なし(大臣の介入可能)	あり	あり	あり	あり
	マス排	あり	なし(個別考慮可能)	あり	あり	あり	あり

注 EU加盟国は、いわゆる電子通信指令パッケージにより、それぞれ異なる者がハード・ソフトの事業者になることを可能とする法制度とすることが義務づけられている。

# 諸外国におけるマルチメディア放送の「番組に関する規律」

- EU加盟国は、「国境を越えるテレビ指令」(2007年改正「AVメディアサービス指令」)に基づき、マルチメディア放送についても、テレビジョン放送と同様の最低限の番組の適正性を確保するための規律の導入が義務づけられ、各国はそれに必要な規律を追加する。
- 韓国では、基本的には「テレビジョン放送」並みの規律が課されている。

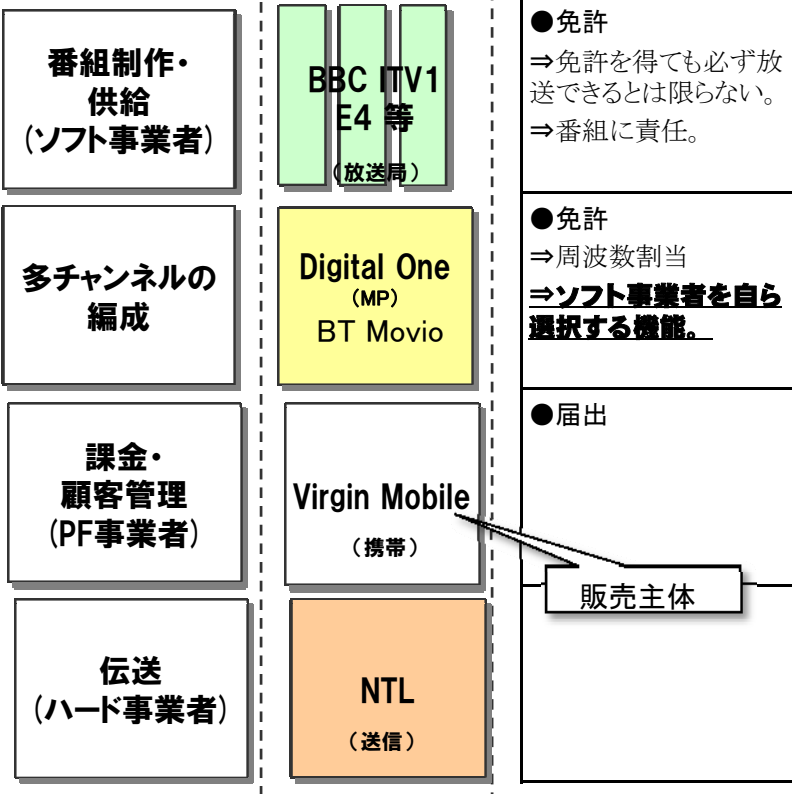
	米国 (参考としてVerizonのサービスを記載)	イギリス(注1) (参考としてVirgin Mobileのサービスを記載)	フランス(注1)	ドイツ(注1)(注2)	イタリア(注1)	韓国
番組の適正性を確保するための規律	なし	不明	あり	あり	あり	あり
番組についての規律						
「総合編成」	—	なし ※マルチプレックス事業者が判断する仕組み。	なし ※公共放送のほかは、総合局又はテーマ局の双方が入札可能。 両者のバランスは、入札審査の際に考慮されると考えられる。	あり	あり	なし
「地域性」	—	不明	なし	あり	あり	なし
「自国製」	—	不明	あり	実質的にあり	あり	あり
「独立制作」	—	不明	なし	なし	あり	あり
「災害放送」	—	不明	なし	なし	あり	あり
(参考) 「テレビジョン放送」の番組の適正性の確保規律	あり	あり	あり	あり	あり	あり
番組についての規律						
「総合編成」	なし	あり	あり	あり	あり	あり
「地域性」	あり(再免許考慮事項)	あり(チャンネル3)	一部あり(地方局は協定に記載)	あり(全国放送はローカルウインドウ番組が義務)	あり	なし
「自国製」	なし	一部あり	あり	あり	あり(EUコンテンツ)	あり
「独立制作」	なし	一部あり	あり	あり	あり	あり
「災害放送」	あり	あり	あり	あり	あり	あり

(注1) EU加盟国は、「国境を越えるテレビ指令」(「AVメディアサービス指令」に改正予定)により、放送番組の適正等の確保のために統一的な一定の措置を講じることが義務づけられている。

(注2) ドイツについては、現在入札中のDVB-Hサービスについて記載。

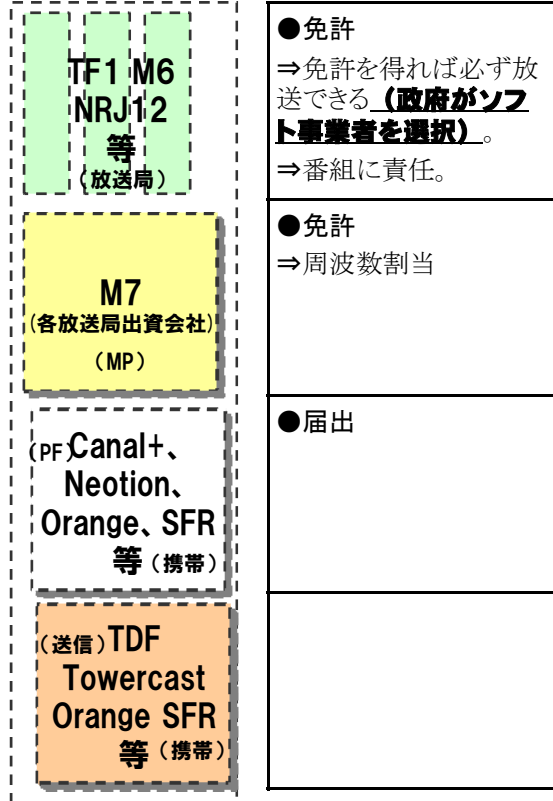
# 諸外国におけるマルチメディア放送の「事業構造」(イメージ)

## 英国



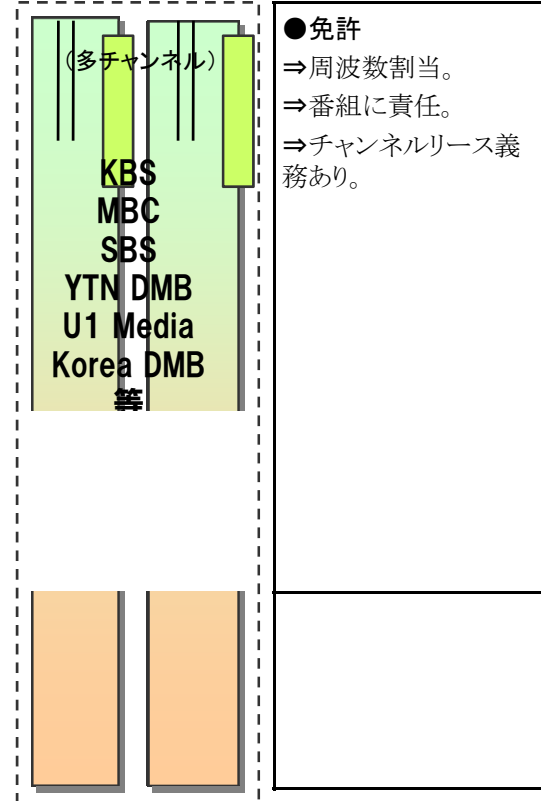
- 免許  
⇒免許を得ても必ず放送できるとは限らない。  
⇒番組に責任。
- 免許  
⇒周波数割当  
⇒ソフト事業者を自ら選択する機能。
- 届出

## 仏国



- 免許  
⇒免許を得れば必ず放送できる **(政府がソフト事業者を選択)**。  
⇒番組に責任。
- 免許  
⇒周波数割当
- 届出

## 韓国



- 免許  
⇒周波数割当。  
⇒番組に責任。  
⇒チャンネルリース義務あり。

ハードソフト分離(別々の行政手続)

ハードソフト一致  
チャンネルリース義務

周波数の割当を受けた事業者がソフト事業者を選択

政府がソフト事業者を選択

# マルチメディア放送サービスの市場規模(見込み)

※ 網かけ部分は非公表。

## ○ マルチメディア放送サービスの市場規模(見込み)

(単位: 億円)

	全国向け放送を希望する者			地方向け放送を希望する者			NHK
	マルチメディア 放送企画	メディアフロー ジャパン企画	モバイルメ ディア企画	FM東京 (全国規模)	TBSラジオほか AM事業者 (関東広域、近畿広域)	AM事業者 (全国規模)	
無線局設置の ための投資額							140
収 支							—
収入							—
費用							—

- ※ 第10回ヒアリング資料より抜粋。
- ※ 「無線局設置のための投資額」はサービス開始後5年間の合計金額。
- ※ 「収支」は、サービス開始後5年目の金額。ただし、FM東京については、4年目のもの。

## 【参考】 既存の放送事業の市場規模(平成18年度、営業損益)

(単位: 億円)

	地上テレビジョン放送 (ラテ兼営社を含む。)	ラジオ放送(単営社)		BS放送	CS放送 (東経110度CSデジタル 放送を除く。)
		AM事業者	FM事業者		
営業損益	1,495.4	13.5	▲37.6	▲32.7	41.8
収益	24,394.8	677.9	817.8	893.2	2442.0
費用	22,899.4	664.4	780.2	925.8	2400.2

※ 「平成18年度の一般放送事業者及び有線テレビジョン放送事業者の収支状況」(平成19年9月12日総務省報道発表)より作成。

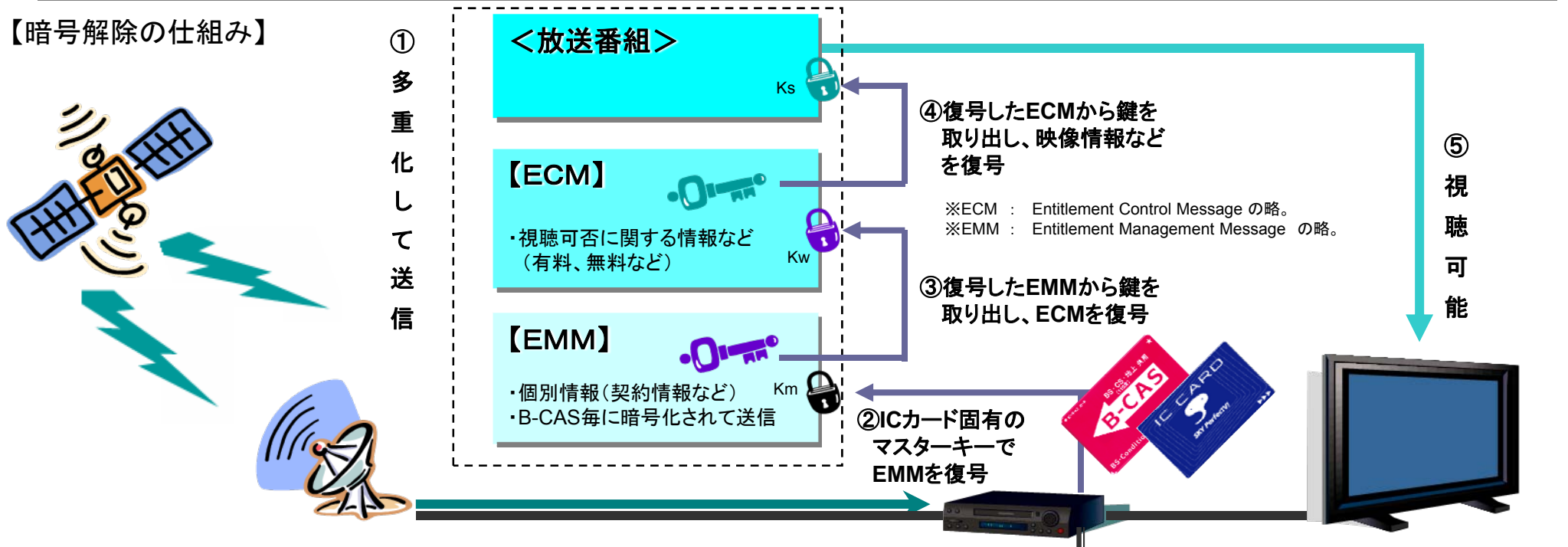
# 課金・認証の仕組み①(現在の有料放送の課金・認証イメージ)

## ◎ 有料放送とは、

契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によって受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。

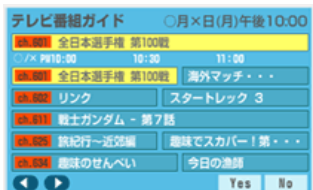
⇒ 暗号の解除には、専用のICカード(B-CASなど)が必要となる。

## 【暗号解除の仕組み】



## 【課金 (PPV) の仕組み】

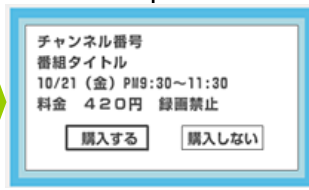
(例)スカパー！



(1) 番組選択  
番組選択機能で見たい番組を選択



(2) プレビュー  
数分間、実際の放送を視聴可能。その間に購入決定。



(3) 購入決定  
画面に購入番組タイトル・時間・金額・コピーガードの有無が表示



(4) 購入完了  
料金は指定口座から自動引き落とし。

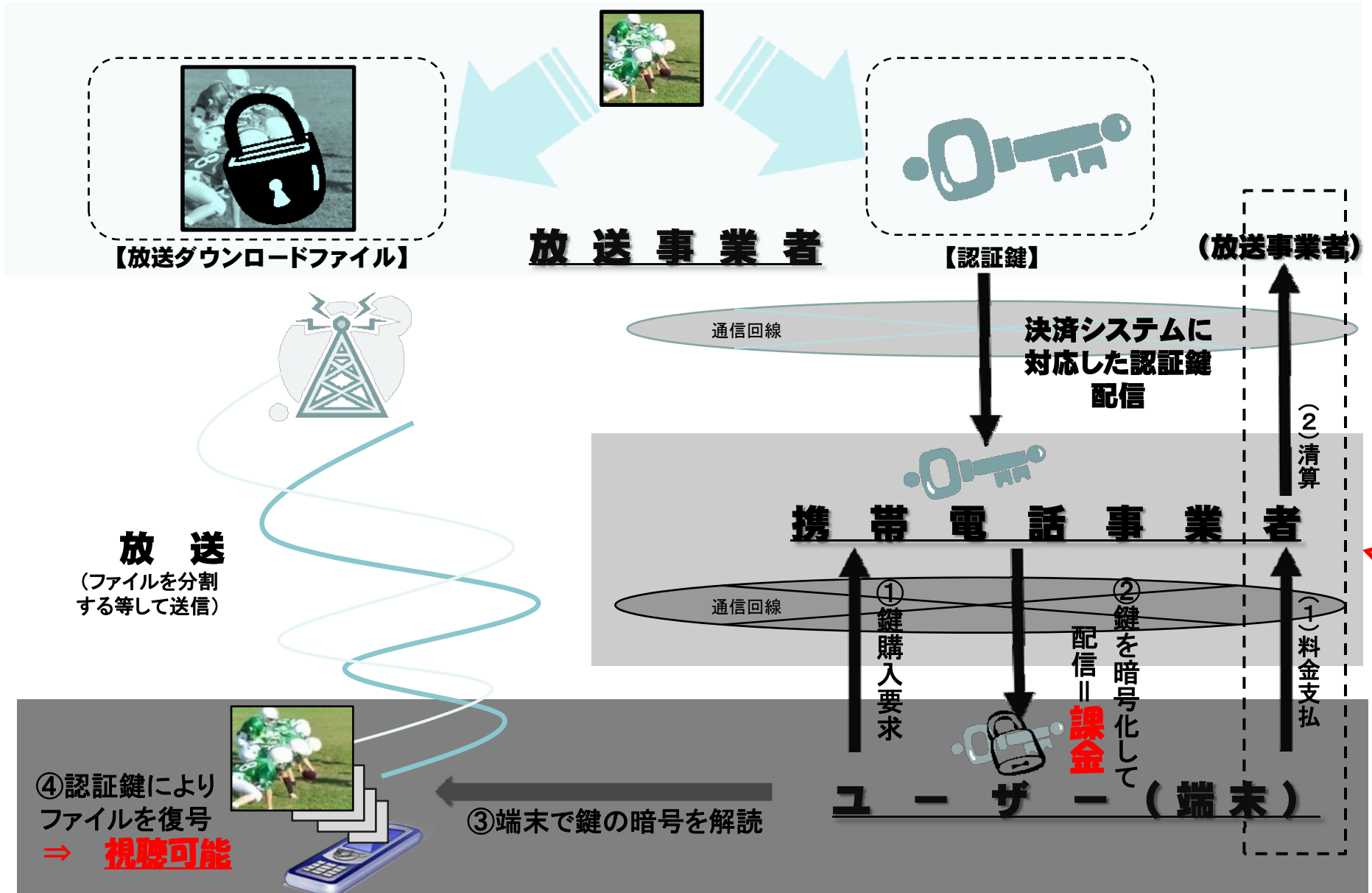
購入決定の情報

電話回線へ接続

※ 課金の仕組みとしては他に、  
**PPD (Pay Per Day)**  
(見たい番組を1日単位で購入し、見た分だけ視聴料金を払うシステム)  
**PPS (Pay Per Series)**  
(シリーズ番組の全放送分を一定期間にわたりまとめて購入するシステム)がある。

# 課金・認証の仕組み② (放送事業者による課金・携帯電話事業者による料金回収代行のイメージ)

◎ 各コンテンツについて、①放送ダウンロードファイル 及び ②認証鍵 を作成。



# 改正放送法における衛星プラットフォームに関する制度の概要

- 受信者との有料放送契約を一括して代理等する衛星プラットフォーム事業者の影響力の拡大を踏まえ、受信者保護を図るため、改正放送法(平成20年4月1日より施行)において、衛星プラットフォーム事業者を「**有料放送管理事業者**」として制度化



有料放送管理事業者は、次の義務を負う。

- ・ **業務開始の届出義務**

- ・ **業務の適正確保措置義務**

- 具体的には、
- ① 有料放送の役務の提供に係る契約の相手方・提供条件等の内容を明らかにする措置を講ずること
  - ② 受信者の苦情・問い合わせを適切かつ迅速に処理する措置を講ずること
  - ③ その他有料放送管理業務の適正かつ確実な運営を確保するため必要な措置を講ずること
  - ④ ①～③の内容を含む業務の実施方針を策定し、公表すること

## 有料放送管理事業者とは・・・

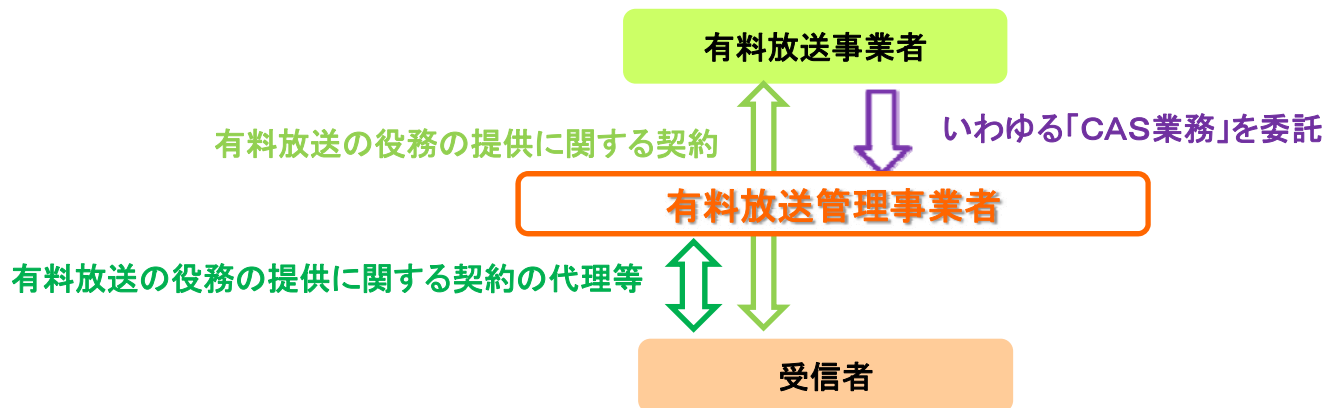
有料放送の役務の提供に関し、

- ① 「**契約の締結の媒介、取次又は代理を行う**」

とともに、

- ② 「**当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにする**」

ことを行う業務(=有料放送管理業務)を行おうとして届出した者





# マスメディア集中排除原則の概要①

## 放送法 第1条（目的）

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

## 放送法 第2条の2（放送普及基本計画）

放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限  
**多元性、多様性、地域性**の三原則を実現

### 電波法第7条第2項 第4号

放送局免許の審査基準

### 放送法第52条の13 第1項第3号

委託放送業務  
認定の審査基準

### 電気通信役務利用放送法 第5条第1項第6号

電気通信役務利用放送  
登録の審査基準

省令	放送局に係る 表現の自由享有基準等	放送法施行規則 第17条の8等	電気通信役務利用放送法 施行規則第7条
対象	放送局を開設しようとする者（地上）	BSデジタル・CS委託業務の認定を受けようとする者	電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者

※認定放送持株会社の子会社については特例有り。

## マスメディア集中排除原則の概要②

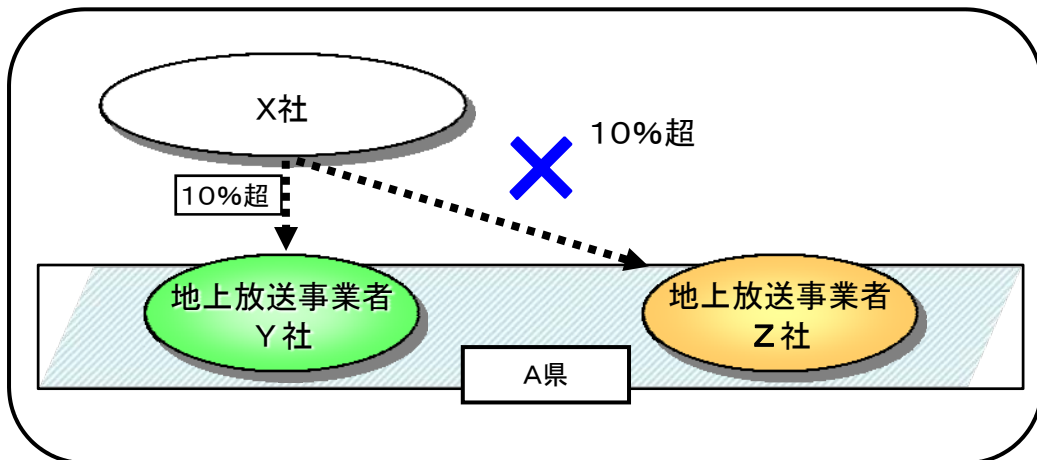
### 「マスメディア集中排除原則」とは

⇒ 原則、一の者が2以上の放送事業者を「所有」又は「支配」できない。

#### ① 議決権による「支配」

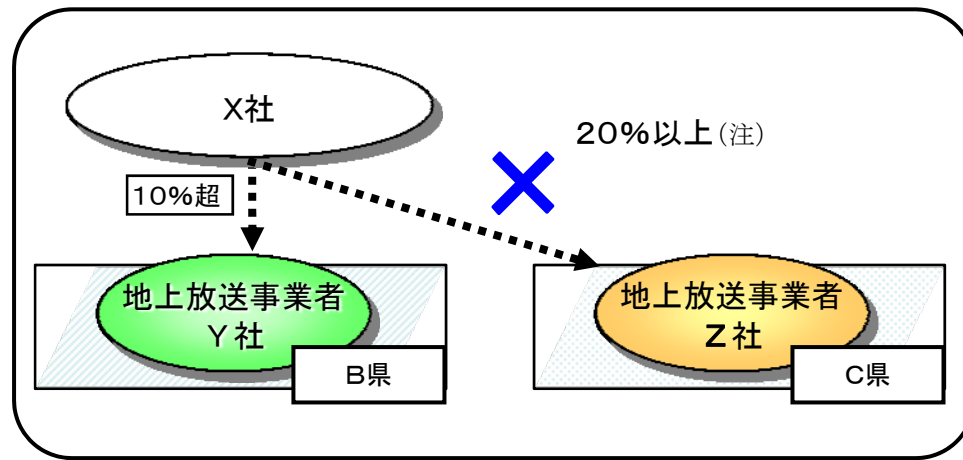
- 放送対象地域が重複する場合 …… 10%超
  - “ ” 重複しない場合 …… 20%以上
- } の議決権保有を「支配」として禁止

<放送対象地域が重複する場合>



A県のY社の議決権を10%を超えて保有するX社は、同一県内のZ社の議決権を10%を超えて保有できない。

<重複しない場合>



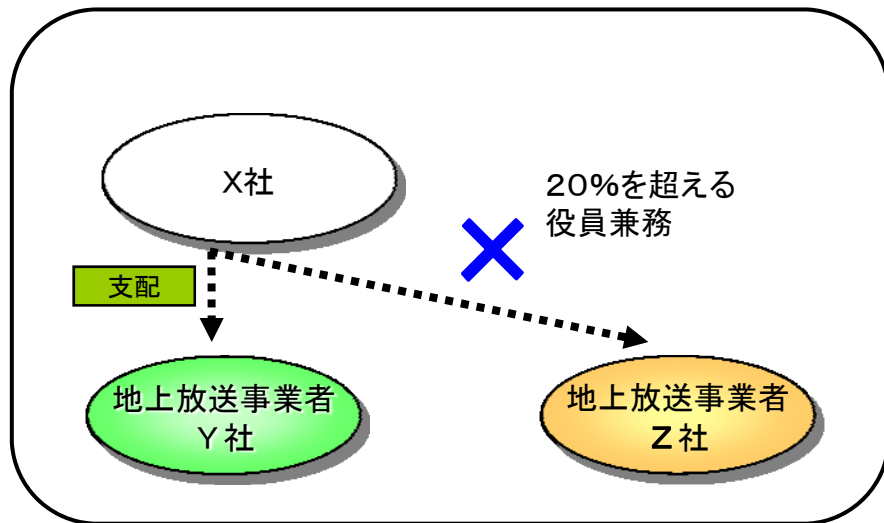
B県のY社の議決権を10%を超えて保有するX社は、C県のZ社の議決権を20%以上保有できない。

(注) ただし、B県とC県が隣接している場合は、「3分の1以上」の議決権保有が禁止(7地域までに限る)。

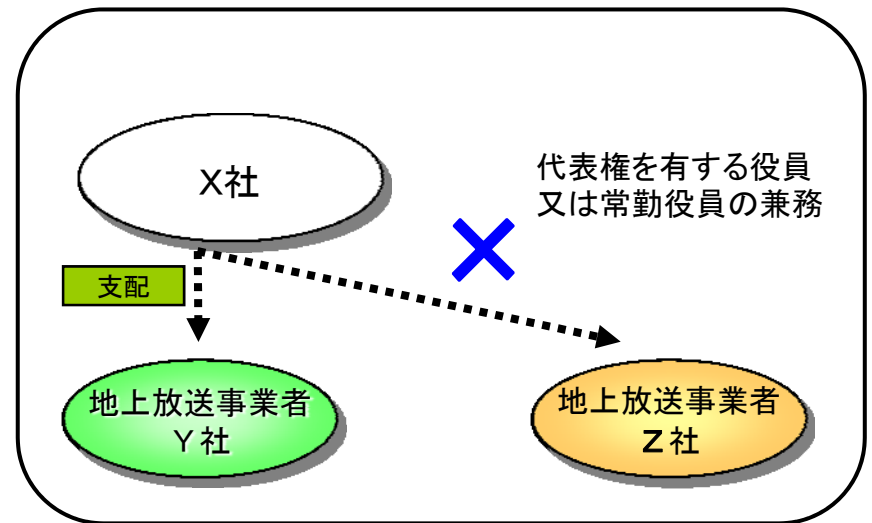
# マスメディア集中排除原則の概要③

## ② 「役員」の兼務による「支配」

- 20%を超える役員兼務
  - 代表権を有する役員、又は、常勤役員の兼務
- を「支配」として禁止



X社がY社を支配している場合、X社の役員は、Z社の役員を20%を超えて兼務することができない。



X社がY社を支配している場合、X社の代表権を有する役員又は常勤役員は、Z社の代表権を有する役員又は常勤役員を兼務することができない。

## 「モアチャンネル」について

- 「デジタルラジオは、アナログラジオの「発展形」として位置づけられるが、アナログラジオからの単なる移行ではなく、「モアチャンネル」としての性格、新規リスナー開拓の必要性を踏まえ、最も身近なユビキタスメディアとしての新しい発想で、インターネット等とも連携したサービス・ビジネスを考えることが求められている。」
- 「従来のアナログ放送との明確な差別化を図る観点から、モアチャンネルとしての性格を徹底、サービス面でも新規性を全面に打ち出し、個別チャンネル間の競争による魅力的なチャンネル送出を図るべきである。」

## (参考)アナログラジオについて

- 「受信機を容易に保有でき、視聴者が親しみやすいメディア特性を有するアナログラジオは、我が国の基幹的メディアを構成する重要な存在といえる。」
- 「このようなメディア特性のもとで、アナログラジオが果たす災害時の情報提供などの社会的な役割は、今後とも非常に重要」
- 「デジタル時代を迎えても、このようなラジオの特性・社会的役割は変わることはなく、アナログラジオにはこのような役割を引き続き確実に果たすことが求められる。」
- 「デジタルラジオの推進により、今後ともローカルメディアとして重要な役割を担う既存アナログラジオにとっても、都市部(ビル陰等)や外国混信に対する受信性向上に役立つことが期待される。」

## マスメディア集中排除原則について

- 「少なくとも2011年以前は、デジタルラジオの先行普及という基本政策を実現するため、マスメディア集中排除原則の適用を除外する。」
- 「(マルチプレックス方式の導入を前提として、)「番組供給者に対する差別的取扱の禁止等新規チャンネル普及促進・放送内容の多様性確保の観点からの一定の規律」(が必要。)

# 放送の種類別の規律の概要①

## 【目的】

- 次の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る
- 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
  - 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
  - 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。



## 【規律の内容】

	地上放送事業者		2. 6GHz帯衛星 デジタル音声 放送事業者	BS・CS放送事業者(※1、2、3)		有線テレビジョン放送事業者	
	テレビ 放送	ラジオ 放送		委託放送事業者	衛星役務利用 放送事業者	有線役務利用 放送事業者	有線テレビジョン 放送事業者
外資規制	○	○	○	○	×	×	×
マスメディア集中排除原則	○	○	○	○	○	○	×(※4)
<b>◆番組規律</b>							
番組準則	○	○	○	○	○	○	○
番組調和原則	○	×	×	○	×	×	×
教育番組教育課程基準準拠	○	○	○	○	○	○	×
解説番組・字幕放送	○	×	×	○	○	○	○
番組基準の策定	○	○	○	○	○	○	○
放送番組審議機関	○	○	○	○	○	○	○
訂正放送等	○	○	○	○	○	○	○
放送番組の保存	○	○	○	○	○	○	×
災害放送	○	○	○	○	×	×	×

## 放送の種類別の規律の概要②

	地上放送事業者		2. 6GHz帯衛星 デジタル音声 放送事業者	BS・CS放送事業者(※1、2、3)		有線テレビジョン放送事業者	
	テレビ 放送	ラジオ 放送		委託放送事業者	衛星役務利用 放送事業者	有線役務利用 放送事業者	有線テレビジョン 放送事業者
広告放送の識別のための措置	○	○	○	○	○	○	×
候補者放送	○	○	○	○	○	○	○
学校向けの放送における広告 の制限	○	○	○	○	○	○	×
<b>◆事業規律</b>							
あまねく受信に係る努力義務	○	○	×	×	×	×	×
再放送	○	○	○	○	○	○	○
義務再送信	×	×	×	×	×	×	○(※5)
放送番組の供給に関する協定の 制限	○	○	○	○	○	○	×

※1 §2三の四に規定する受託放送事業者は除く。

※2 NHK及び放送大学を除く。

※3 多重放送、データ放送及び音声放送を除く。

※4 施設を設置する者が一般放送事業者若しくは地方公共団体又はこれらにより支配される者にあつては、他に施設を設置しようとする者がいないこと等の事情があることが必要。

※5 許可に係る施設を設置する区域の全部又はその一部が、テレビジョン放送の受信障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した区域内にある有線テレビジョン放送施設者については規律あり。

# NHKの地域向け放送時間<sup>(注1)</sup>とその内訳

	テレビジョン放送 (総合テレビ)	AM (ラジオ第1)	FM
地域向け放送時間	3時間 2分	3時間12分	2時間 5分
うち、 ブロック向け等の放送時間 <sup>(注2)</sup>	1時間52分	2時間31分	1時間33分
うち、 都道府県向け等の放送時間 <sup>(注3)</sup>	1時間 9分	41分	31分

※ NHK資料をもとに総務省作成

(注1) 放送時間は、平成19年度の地域放送時間の計画値を1日(24時間)単位に換算したもの。

(注2) 「ブロック向け等の放送時間」には、各ブロック向け放送の他、複数の都道府県向けの放送及びブロックを超えて放送される放送を含む。

なお、NHKのブロック割は次のとおり。

- ・ 北海道ブロック(北海道)
- ・ 東北ブロック(宮城県、秋田県、山形県、盛岡県、福島県、青森県)
- ・ 関東甲信越ブロック(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、新潟県、山梨県)
- ・ 中部ブロック(愛知県、三重県、岐阜県、石川県、静岡県、福井県、富山県)
- ・ 近畿ブロック(大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県)
- ・ 中国ブロック(広島県、岡山県、松江県、鳥取県、山口県)
- ・ 四国ブロック(愛媛県、高知県、徳島県、香川県)
- ・ 九州ブロック(福岡県、熊本県、長崎県、鹿児島県、宮崎県、大分県、佐賀県、沖縄県)

(注3) 「都道府県向け等の放送時間」には、各都道府県向け放送の他、都道府県内の一部の地域に向けた放送を含む。